

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 3 月 28 日
【発行者の名称】	フトン巻きのジロー株式会社 (Futonmaki Jiro, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下 洋次郎
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市上戸祭町 3014 番地 3
【電話番号】	(028)666-4218 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 梶川 量由
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	フトン巻きのジロー株式会社 https://futonmaki.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	760,569	1,161,182	773,173
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	69,843	48,004	△108,223
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	49,179	△34,020	△855,610
資本金 (千円)	177,800	269,255	100,000
発行済株式総数 (株)	15,743	1,715,000	1,715,000
純資産額 (千円)	331,779	480,669	△374,941
総資産額 (千円)	1,475,676	2,121,748	940,640
1株当たり純資産額 (円)	210.75	280.27	△218.62
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	33.12	△20.02	△498.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.5	22.7	△39.9
自己資本利益率 (%)	24.8	△8.4	△1,618.5
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△104,838	269,440	16,430
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△156,140	△608,837	49,448
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	109,544	397,287	△144,572
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	254,552	312,442	233,748
従業員数 (人)	9	8	6
(外、平均臨時雇用者数)	(37)	(42)	(32)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第6期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第7期及び第8期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、第6期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。第7期及び第8期は当期純損失であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第6期は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第7期及び第8期は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づいて財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。
8. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の実質上の事業活動は、2006 年 9 月に当社代表取締役である森下洋次郎が創業したバズー株式会社での新規事業として 2016 年 6 月に開始したコインランドリー事業に遡ります。その後、バズー株式会社は、2017 年 6 月に沖縄県内でのコインランドリーのフランチャイズ展開を目的にフランチャイザーとして株式会社ランドリージロー（現当社）を設立しております。そして、株式会社ランドリージロー（現当社）は、バズー株式会社から 2017 年 6 月に新設分割によりコインランドリー事業を譲り受けております。

2018 年 12 月には、沖縄県を除く全国でのフランチャイズ展開を目的に、フランチャイザーとして旧フトン巻きのジロー株式会社を設立しております。

2020 年 5 月には、沖縄県内の FC 本部である当社は、沖縄県外の FC 本部である旧フトン巻きのジロー株式会社を消滅会社として吸収合併し、沖縄県以外のフランチャイズ加盟店（以下「FC 加盟店^{(注) 1}」といいます。）を事業譲受いたしました。同時に当社は、沖縄県内の直営店^{(注) 2}をバズー株式会社へ吸収分割にて事業譲渡しております。これによりバズー株式会社はフランチャイジーとなりました。

また、株式会社ランドリージローからフトン巻きのジロー株式会社へ商号変更及び本店所在地を沖縄県から栃木県に移転並びにバズー株式会社と当社で FC 加盟契約を締結しております。これらの組織再編により、当社は全国のフランチャイズ本部機能となりました。

2021 年 4 月には、バズー株式会社は沖縄県内の FC 加盟店を第三者に事業譲渡したことにより、その全店舗は当社の FC 加盟店となり、同社は当社代表取締役社長 森下洋次郎の資産管理会社となりました。

2021 年 9 月には、当社の FC 加盟店のオーナーから栃木県内の店舗を譲り受け、当社の直営店が 9 店舗となっております。それを契機に、現在は運営受託方式^{(注) 3}により、栃木県を中心とした関東地方に店舗展開をしております。

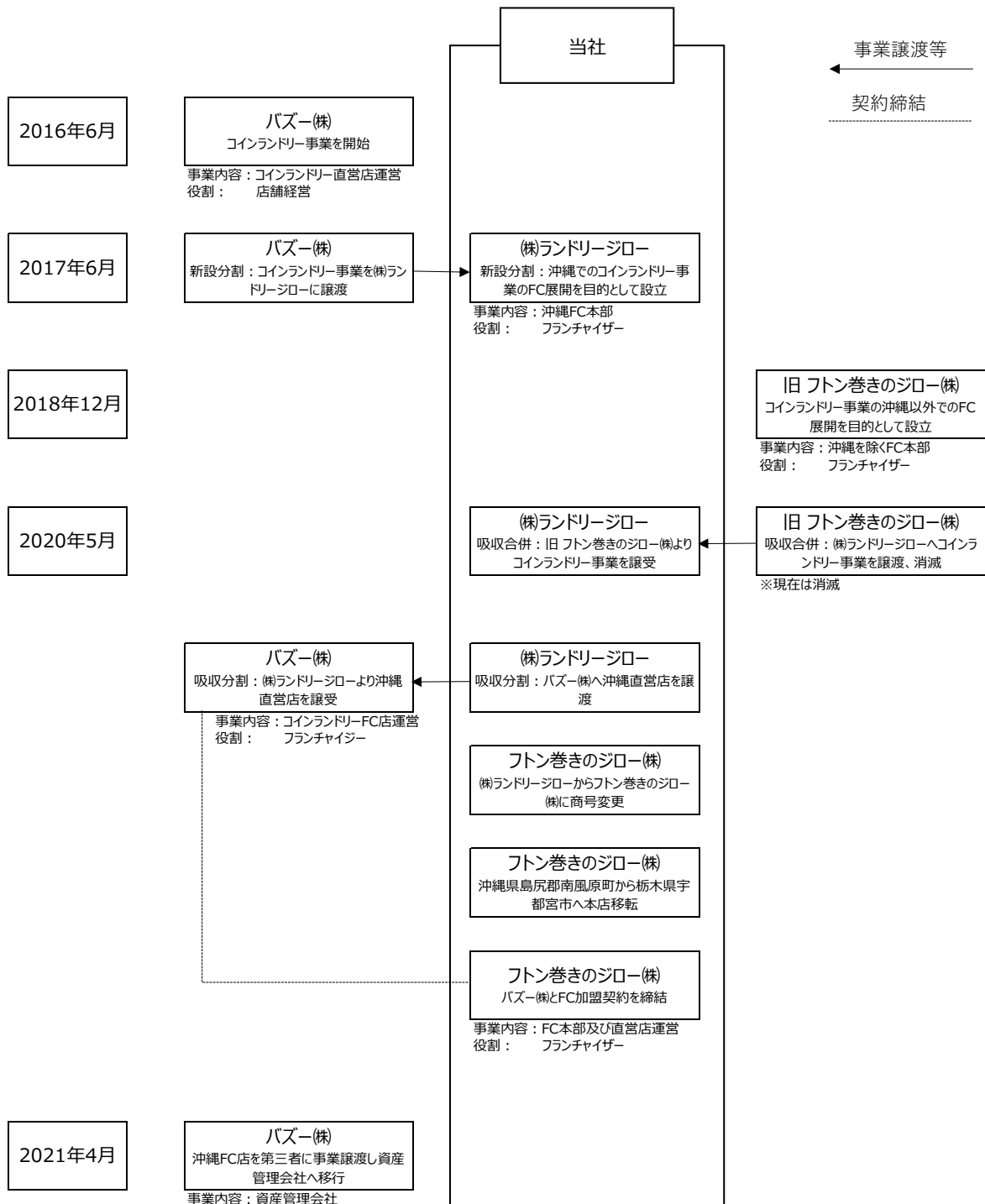
本書提出日現在、直営店 13 店舗、FC 加盟店 104 店舗、運営受託方式の 32 店舗となっております。

- (注) 1. 当社が店舗等を保有し、当社にて従業員を採用し店舗運営する方式
2. オーナーが店舗等を保有し、オーナー側で従業員を採用し店舗運営する方式
3. オーナーから業務委託報酬をいただき、当社側で従業員を採用し店舗運営する方式

年月	事項
2016年 6 月	バズー株式会社の新規事業としてコインランドリー事業を開始
2017年 6 月	フトン巻きのジロー 1 号店を沖縄県に出店、同年沖縄県に計 4 店舗出店
2018年12月	バズー株式会社の新設分割会社として株式会社ランドリージロー（現当社）を沖縄県島尻郡南風原町に設立
2019年11月	沖縄県以外でフランチャイズ展開をする目的に、旧フトン巻きのジロー株式会社を東京都港区に設立
2019年12月	FC加盟店として東京都へ初出店
2019年12月	FC加盟店として神奈川県及び北海道へ初出店
2020年 4 月	FC加盟店として熊本県へ初出店
2020年 5 月	旧フトン巻きのジロー株式会社を消滅会社として株式会社ランドリージロー（現当社）が吸収合併 株式会社ランドリージロー（現当社）が沖縄直営店 6 店舗を分割し、バズー株式会社へ事業譲渡 株式会社ランドリージローからフトン巻きのジロー株式会社へ商号変更 本店を栃木県宇都宮市へ移転 当社とバズー株式会社とでFC加盟契約を締結 FC加盟店として山形県へ初出店

年月	事項
2020年 6 月	FC加盟店として岡山県へ初出店
2020年 8 月	FC加盟店として新潟県へ初出店
2020年 9 月	FC加盟店として愛知県へ初出店
2020年10月	FC加盟店として茨城県及び佐賀県へ初出店
2020年12月	FC加盟店として愛媛県及び山梨県へ初出店
2021年 1 月	FC加盟店として富山県へ初出店
2021年 2 月	FC加盟店として山口県へ初出店
2021年 4 月	FC加盟店として宮崎県へ初出店
	バズー株式会社は沖縄県内の直営 6 店舗を第三者に事業譲渡し、同社は当社代表取締役森下洋次郎の資産管理会社へ移行
2021年 6 月	FC加盟店として滋賀県へ初出店
2021年 9 月	FC加盟店のオーナーから 9 店舗（現 栃木県直営店舗）を事業譲受
2021年10月	FC加盟店として静岡県へ初出店
2021年11月	FC加盟店として長野県へ初出店
2021年12月	FC加盟店として千葉県及び長崎県へ初出店
2022年 2 月	スマホ決済及びポイントアプリ「ジローアプリ」をリリース
2022年 7 月	FC加盟店として大阪府へ初出店
2022年12月	FC加盟店として鹿児島県へ初出店
2022年12月	運営受託型の店舗を栃木県へ初出店
2023年 3 月	株式会社ニトリとのタイアップで「布団洗いサービス」を開始
	運営受託型の店舗を茨城県へ初出店
2023年 7 月	運営受託型の店舗を東京都へ初出店
2023年 8 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場
2023年11月	運営受託型の店舗を群馬県へ初出店
2024年 1 月	運営受託型の店舗を埼玉県、山形県、宮城県へ初出店
2024年 9 月	ミニランドリー「コジロー」沖縄県に初出店
2024年12月	ミニランドリー「コジロー」千葉県に初出店

当社の沿革を、図示しますと以下のとおりとなります。



3【事業の内容】

当社は、一般利用者向けにコインランドリーの運営を通じた家庭用布団の洗濯サービスをしており、これらを当社ではフトン洗い事業と位置づけており、その他にサーバー保守を展開しているその他事業に区分されています。その他事業はセグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における記載のみとしております。

(1) 主なサービスの内容

当社は、フトン洗いを主とした「フトン巻きのジロー」ブランドの店舗展開によりフトン洗いサービスを提供しており、その概要は以下のとおりです。

i 当社のビジョンとミッション

当社のビジョンは、「フトンは洗う時代へ」、ミッションは「日本国民のふとんを洗い尽くす」です。

例を上げると、温水便座洗浄機は1980年頃にトイレメーカーが発売したものの、当時はまだ紙で拭けば十分という状況が続いていたため日本国民がお尻を洗うという習慣は皆無でした。しかしながら、長年メーカーの地道な活動により、現在ではお尻を洗うという行為は日本人の習慣となってきました。

このように拭くから洗うへ変化してきたように、当社としてもフトンを「干す」ものであるという常識から「洗う」に変化させていくことが当社の使命であり、かつその志を持って事業に取り組んでおります。

ii フトン洗いの効果

フトンは日常的に使用されるため、汗や皮脂、ホコリが蓄積され、加えてフトンはダニの生息場所となりやすく、ダニのフンや死骸などのアレルゲン物質がフトンに蓄積されます。当社としましては、これらの汚れやアレルゲン物質はフトンを洗うことにより取り除くことができることから、フトンの衛生状態を向上させ、さらにはアレルギー症状の軽減につながるものと考えております。

また汚れたフトンは、不快感やにおいを引き起こすことがあります。フトン洗いによってこれらの問題を解消し、清潔で快適なフトンは良質な睡眠に繋がるものと考えております。

当社としましては、フトン洗いを通じて人々の健康に役立てたいという目的をもって事業展開しております。

iii フトン洗いのサービス

・セルフ洗い

一般的な衣類洗濯乾燥機に加えて、布団を洗濯から乾燥までできる布団専用の大型の洗濯乾燥機を24時間セルフで利用できます。

競合他社でも布団が洗えるコインランドリーがありますが、実態としては布団が壊れることが多々あり、積極的に布団洗いを推奨していないのが現状です。当社は、実用新案権を取得した布団バンドを無償で貸し出し、これを布団に巻きつけることで、壊れやすい布団をセルフで洗えるようにしております。

・おまかせ洗い

顧客が初めて布団洗いをする場合や布団が壊れるリスクを回避したいというニーズに応えるため、日中スタッフが常駐し布団の洗濯及び乾燥の代行を行っております。

(2) 店舗形態と運営

当社の店舗形態は、当社が店舗を運営する「直営店」と、当社とのフランチャイズ契約に基づき、フランチャイジーが店舗を設置する「FC 加盟店」及びフランチャイジーが店舗の機械または設備のみを保有して、運営は当社が行う「運営受託」があります。

また、直営店は、当社従業員が店舗を運営する「直轄運営」と当社と業務委託契約に基づき、委託先が雇用する従業員が店舗を運営する「運営委託」があります。

i 直営店/直轄運営

- ・2024 年 12 月末現在栃木県に 10 店舗、沖縄県にミニランドリー「コジロー」1 店舗です。

ii 直営店/運営委託

- ・2024 年 12 月末現在山形県に 1 店舗、長崎県に 1 店舗、計 2 店舗です。

iii FC 加盟店

新規出店のプロセスは、FC 加盟店候補となるオーナーと当社で面談を行い、当社のミッション、ビジョンなどを共感していただけるオーナーのみ FC 加盟契約を締結しています。FC 加盟契約締結後は、新店舗出店のための「フトン巻きのジロー」ブランドの店舗設計、ランドリー機器の販売、加盟金の受領、広告宣伝や販売促進の支援などを行っております。

新規店舗のオープン後は、商標やロゴの利用、経営ノウハウ、教育などの支援の対価として FC 加盟店から毎月ロイヤリティを得ており、更に当社オリジナル洗剤の販売や広告宣伝のサービス提供等を行っております。

iv 運営受託

運営受託は、オーナーに対してランドリー機器等の販売を行っております。店舗運営については、オーナーから業務委託報酬をいただき、当社側で従業員を採用し店舗運営を行っております。当社側のメリットとしては、機械などの初期投資が抑えられることから、資金調達を考慮せず店舗展開することが可能となります。2024 年 12 月末現在、運営受託の店舗は 32 店舗（うちコジロー 5 店舗）まで拡大しております。



(写真：宇都宮宝木店)



(写真：鹿沼東町店)

(3) DX (デジタルトランスフォーメーション) 化

当社の DX (デジタルトランスフォーメーション) 化では、「ジローアプリによる顧客の見える化」及び「オンライン接客による顧客接点の強化」を進めております。

「ジローアプリによる顧客の見える化」は、2022 年 2 月にスマートフォンのジローアプリを開発し、直営店で導入し運用を開始しております。ジローアプリは、顧客のスマートフォンにインストールし会員登録すればフトン洗いの利用の都度ポイントが付与される以外に、新規会員登録や友達紹介、誕生日などのキャンペーンポイント付与、さらにクレジットカード決済や電子マネー決済もできます。加えて、ジローアプリからはランドリー機器の稼働状況も把握ができるため、顧客の利便性が高くなっております。

運用実績としては、現在は約 9 万人を越える会員数となっております。そのような背景から、ジローアプリを経由した売上が拡大しております。

このようにアプリ利用による売上拡大の他に消費者行動分析を行うことも重要な目的となります。一般的に今までのコインランドリーは、POS のような消費者行動のデータ取得ができないため、顧客の利用頻度や顧客の購入単価などの購買行動を分析することは困難でした。しかし、ジローアプリを導入したことにより、フトン洗いの頻度、セルフの利用頻度、単価、年齢層、地域などのデータを取得することが可能となり、戦略的にマーケティング活動や販売促進をすることが可能となりました。このような取り組みは、コインランドリー業界では革新的であると考えております。

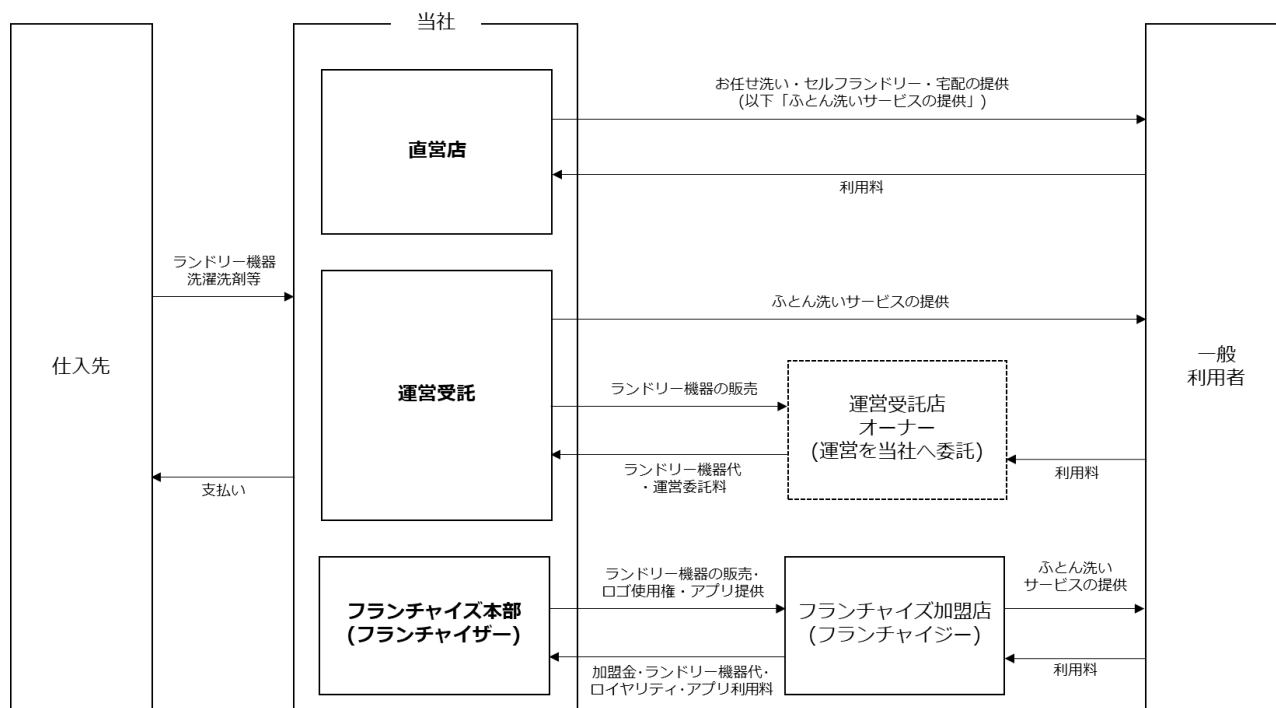
ジローアプリの今後の展開としては、現在直営店を中心に導入しているジローアプリを FC 加盟店に導入を進め、サブスクリプションとして進化させていく予定です。

「オンライン接客による顧客接点の強化」は、インターネットと IT の技術を介してクルーがオンライン (Web 上) で接客することです。当社では、2023 年 3 月よりオンライン接客を開始しております。導入の目的としては、①経営効率化、②顧客満足度の向上です。①経営効率化は、店舗にスタッフを配置しなくても、地理的な制限を受けずに遠隔地にいる顧客にも接客が可能となるため、人件費の削減が可能となります。また人材不足の影響を受けず、新規出店が可能となります。②顧客満足度の向上は、顧客がジローアプリやランドリー機器の操作に困ったとき等に対して、顧客とのコミュニケーションがよりスムーズに行われます。さらにキャンペーンやイベント情報を、顧客に直接伝えることができるため、顧客とのコミュニケーションが促進され、顧客のファン化に繋がられます。

その他にも、IoT (Internet of Things) 技術を活用し、コインランドリー内に設置された洗濯機や乾燥機などの機器にセンサーを設置し、それらの情報を収集することで、洗濯機の稼働状況やトラブルの発生状況をリアルタイムに把握しております。これにより、トラブル発生時に早期に対処することができ、サービス品質の向上に繋がっております。

このように当社は、最新の DX (デジタルトランスフォーメーション) を積極的に導入し、経営の効率化及び顧客満足度の向上を図っております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
6 (32)	40.8	2.7	3,524

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
4. 従業員数及び臨時雇用者数が前事業年度末に比べそれぞれ2人、10人減少したのは、業績低迷による人員削減によるものであります。
5. 当社はフトン洗い事業以外は、重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自2024年1月1日至2024年12月31日）は、個人消費は依然としてコロナ禍前の水準を下回るものの、緩やかな改善傾向が続いております。一方で、不安定な国際情勢による景気減速リスクに加え、原材料及びエネルギー価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するコインランドリー市場規模は、矢野経済研究所によると1,000億円程度とされ、年々微増ですが成長を続けております。成長率こそ微増であるものの、フトン洗いのニーズの増加や衛生意識の高まりもあり、今後も利用者が増加し、コインランドリー業界は安定した成長を続けると考えております。

このような状況下、当事業年度は新規形態としてコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」を開始いたしました。

「フトン巻きのコジロー」は、マンションやコンビニ等の駐車場1台分のスペースにコンテナを設置し、この中にランドリー機器2台のみを設置したミニランドリーとなります。

このコンテナ式ミニランドリーのメリットとしては、例えばマンションオーナーの場合は、ランドリーサービスの提供により、物件の価値が高まり、入居者にとって魅力的な環境を整えることで空室率の低下に繋げることが可能となります。

また一般的なコインランドリーよりも低コストで出店が可能であり、ランニングコストも低コストで運営が可能となります。

さらに店舗の収支が想定よりも減少した場合でも、コンテナ式のランドリーであるため、店舗の移転等が低コスト及び短期間で可能となります。

当事業年度におけるコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」の出店数は、7店舗となりました。

店舗の状況

エリア	2023年12月31日現在 店舗数	期中増減	2024年12月31日現在 店舗数
北海道	2	—	2
東北	9	+3	12
関東	50	+4	54
中部	13	+1	14
関西	2	—	2
中国	6	—	6
四国	3	—	3
九州	7	—	7
沖縄	38	+11	49
計	130	+19	149

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント情報を省略しております。フトン洗い事業における主要な部門別の業績は次のとおりです。

(a) 直営店及び運営受託店舗

当サービスは、①一般的な衣類洗濯乾燥機に加えて、フトンを洗濯から乾燥までできるフトン専用の大型の洗濯乾燥機の24時間セルフサービス、②顧客が初めてフトン洗いをする場合やフトンが壊れるリスクを回避したいというニーズに応えるための洗濯及び乾燥の代行、③運営受託店舗からの運営受託サービス、④運営受託型のオーナーへの機械や設備の販売となります。

直営店は、直営店近辺に出店した運営受託の店舗に顧客が分散されたことにより、前年よりも店舗売上高が減少いたしました。

運営受託店舗は、店舗売上高は成長しているものの、当初想定していたよりも下回りました。その結果、運営受託オーナーから受け取る運営委託料は、当社側は店舗売上高の変動の影響を受けるため、当社の収入が減少いたしました。

これらにより、売上高は 321,833 千円（前期比 3.3%減）となりました。

加えて、不採算店舗である運営受託 1 店舗を撤退したことにより固定資産除却損 22,563 千円を計上いたしました。さらに当初想定よりも収益性が低下している直営店 9 店舗及び運営受託 25 店舗、2021 年 9 月 30 日付で株式会社アレクシードから直営店舗を事業譲受した際に計上したのれん、店舗に係るソフトウェアについて、減損損失として合計 726,427 千円を計上いたしました。

減損となった店舗の要因としては、直営店については近隣店舗への運営受託店舗出店により収益力が低下したこと、お任せ洗い店舗をセルフオンリーの店舗に業態変更したことと、成長は継続しているものの、想定していた売上高に達していないことによるものです。これらにより小山駅南店、岩曽店、下野祇園店、佐野高萩店、茂原店、上戸祭店、山形北町店、諫早福田店、鹿沼東町店の設備及び機械を減損損失として計上いたしました。

運営受託店舗は、店舗売上高は成長過程であるものの、運営受託オーナーからの受託収入が想定より減少しているためすべての運営受託店舗で営業損失となっています。そのため、小山城北店、小山西城南店、北若松原店、岩曽 2 号店、壬生店、栃木片柳店、栃木平柳店、自由が丘店、真岡店、大田原店、野木店、蒲田店、下岡本店、砂町銀座店、千歳烏山店、館林店、中野鷲宮店、太田内ヶ島店、所沢店、小岩店、伊勢崎店、渋川有馬店、高崎貝沢店、山形南栄町店、富谷大清水店の設備及び機械を減損損失として計上いたしました。

(b) フランチャイズ

当サービスの主な収入は、①フランチャイズの出店に伴う加盟金や機械代収入、②フランチャイズに対してロイヤリティ及び洗剤などの販売となります。

業績については、初期投資額や光熱費の高騰及び税制改正により節税メリットの享受が縮小されたことにより、フランチャイズの受注が減少し当事業年度は 9 店舗の出店に留まりました。これらにより、売上高は 448,972 千円（前期比 45.4%減）となりました。

フトン洗い事業の売上内訳

区分	金額（千円）	対前年増減率（%）
直営及び運営受託店舗	321,833	△3.3
フランチャイズ	448,972	△45.4
計	770,806	△33.3

以上の結果、当事業年度においては、売上高 773,173 千円（前期比 33.4%減）、営業損失 98,474 千円（前期は 58,692 千円の営業利益）、経常損失 108,223 千円（前期は 48,004 千円の経常利益）、当期純損失 855,610 千円（前期は 34,020 千円の当期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は前事業年度末に比べ 78,694 千円減少し、233,748 千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 16,430 千円（前事業年度は 269,440 千円の獲得）となりました。主な要因は、税引前当期純損失 854,508 千円、減価償却費 149,257 千円、長期前払費用償却額 39,824 千円、減損損失 726,427 千円、固定資産除却損 22,563 千円、未払金の減少額 74,347 千円、前受金の減少額 58,648 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は 49,448 千円（前事業年度は 608,837 千円の使用）となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入 90,799 千円、新店舗出店にともなう有形固定資産の取得による支出 34,344 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 144,572 千円 (前事業年度は 397,287 千円の獲得) となりました。主な要因は、長期借入れによる収入 30,000 千円があったものの、長期借入金の返済による支出 121,928 千円、リース債務の返済による支出 33,200 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注実績は次の通りであります。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における受注実績を記載しております。

当社における受注の定義は、FC 加盟契約締結及び機械の売買契約時における機械代金や加盟金等が受注高となります。

セグメントの名称	受注高 (千円) (2024 年 12 月期)	対前年増減率 (%)	受注残高 (千円) (2024 年 12 月期)	対前年増減率 (%)
フトン洗い事業	336,723	△54.4	5,000	△91.7

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は次の通りです。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における販売高を記載しております。

部門の名称	販売高 (千円)	対前年増減率 (%)
直営及び運営受託店舗	321,833	△3.3
フランチャイズ	448,972	△45.4
合計	770,806	△33.3

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものです。

(1) フトンは洗う時代へ

当社は、「お尻だって拭くから洗うに変わってきた。なのにフトン进行洗う人はまだ少ない。多くの人はフトンは干すものと思いい込んでいます。しかしこれだと本当の清潔さは手に入らない。洗ってふかふかのフトンで眠りにつけば 人生の質だってあげられる。「フトンを干すから洗うへ」この実現に向けて私たちは活動する。」というビジョンのもと、当社はフトンを「干す」から「洗う」へ社会変化を実現することを目指しております。

(2) 日本国民のふとんを洗い尽くす

当社のミッションは、「我が国には3億枚^(注)の布団がある。私たちが作るお店でこれらを洗い尽くせば約 6,000 億円のマーケットが創出される。一度覚えた清潔さは二度と忘れられない。リピート需要を加味するとこの市場の成長性は計り知れない。それを証明するために、まずは一度洗い尽くすことを目指す。」を掲げております。

(注) 寝具を掛布団、敷布団と定義し、一人当たりの寝具数を計 2.3 枚(掛布団 1 枚、敷布団 1.3 枚)としております(出典元：I&S BBDO 楽天 web 会員 6400 名アンケート調査より)。これに日本の総人口(1.27 億人)を掛け合わせて 3 億枚と試算しております。

(3) 対処すべき課題等

上記のビジョン及びミッションを踏まえた上で、当社における経営上の重要課題は次のとおりです。

①フトン洗いの普及と啓蒙活動

当社は消費者の考えは、フトンは「干す」ものであるというのが一般的であり、現時点における「フトン进行洗う」という習慣はまだ消費者に浸透している状況ではないと考えております。

そのため、当社は日本国民に対し「フトン进行洗う」という習慣を浸透させるため、動画配信や SNS、TVCM などを活用しながら啓蒙活動を行っております。

②既存店舗の収益改善

運営受託店舗については、店舗売上は順調に成長しているものの、店舗売上から運営受託オーナーの取り分を差し引いた当社の取り分である運営委託料のみでは店舗家賃や水道光熱費などの店舗運営コストを賄えない状況です。そのため、2024 年 12 月期において 27 店舗中全店が営業赤字かつ EBITDA がマイナスとなっております。今後の施策としては、店舗撤退及び当社が受け取る運営委託料の引き上げ等の交渉、加えて販売促進や広告宣伝を実施により店舗の認知度を高め売上拡大を図っていく方針です。それらを実施することにより、営業利益及び EBITDA の創出を目指してまいります。

③顧客満足度の更なる向上

当社は、直営・運営受託店舗及び FC 店舗ともエンドユーザーとなる顧客の満足度の更なる向上が必要となります。

2022 年 2 月にジローアプリを導入し運用を開始いたしました。このジローアプリは、顧客目線から見るとポイントが付与されることや、顧客が利用している洗濯乾燥機の稼働状況が把握できることや、お得なサービスを受けることなどメリットがあります。

2023 年 3 月にはオンライン接客を開始しております。導入の目的としては、経営効率化、顧客満足度の向上です。経営効率化は、店舗にスタッフを配置しなくても、地理的な制限を受けずに遠隔地にいる顧客にも接客が可能となるため、人件費の削減が可能となります。また人材不足の影響を受けず、新規出店が可能となります。顧客満足度の向上は、顧客がジローアプリやランドリー機器の操作に困ったとき等に対して、顧客とのコミュニケーションがよりスムーズに行われます。さらにキャンペーンやイベント情報を、顧客に直接伝えることができるため、顧客とのコミュニケーションが促進され、顧客のファン化に繋がられます。

これらサービスを通じて、顧客のより一層の満足度の向上を図っております。

④内部管理体制の強化

当社は、小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

⑤人材の確保と育成

当社が実施するフトン洗い事業において、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠です。

人材の確保については、労働人口が減少する環境下において、当社本部がある栃木県では即戦力である優秀な中途採用の人材を雇用することが困難となっております。

このような状況のもと、当社では採用活動をより一層強化するとともに、自社の知名度を高めるための施策も実施しております。

育成については、店舗研修を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう努めております。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は当事業年度において、当初想定よりも収益性が低下している直営店 9 店舗及び運営受託 25 店舗を減損損失として 726,427 千円を計上した結果、当期純損失 855,610 千円を計上し、その結果、純資産は△374,941 千円と債務超過となりました。

これらの状況から、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該債務超過を解消すべく次の施策を取り組んでおります。

・コンテナ式ミニランドリーのフランチャイズの出店による収益向上

2025 年 12 月期は、沖縄県を中心にコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」の出店に注力していく予定であり、これに伴い長期的には安定した収益を確保してまいります。

このコンテナ式ミニランドリーのメリットとしては、例えばマンションオーナーの場合は、ランドリーサービスの提供により、物件の価値が高まり、入居者にとって魅力的な環境を整えることで空室率の低下に繋げることが可能となります。また一般的なコインランドリーよりも低コストで出店が可能であり、ランニングコストも低コストで運営が可能となります。さらに店舗の収支が想定よりも減少した場合でも、コンテナ式のランドリーであるため、店舗の移転等が低コスト及び短期間で可能となります。

・既存店舗の収益改善策

運営受託店舗については、店舗売上は順調に成長しているものの、店舗売上から運営受託オーナーの取り分を差し引いた当社の取り分である運営委託料のみでは店舗家賃や水道光熱費などの店舗運営コストを賄えない状況です。そのため、2024 年 12 月期において 27 店舗中全店が営業赤字かつ EBITDA がマイナスとなっております。今後の施策としては、店舗撤退及び当社が受け取る運営委託料の引き上げ等の交渉を行い、営業赤字の縮小を目指してまいります。

・資本の増強

当事業年度末において現金及び預金 233,748 千円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しておりますが、債務超過の解消のためには、資本を充実させていくことが重要な施策と考えております。具体的には、第三者割当増資等による新株発行を検討してまいります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は、実施途上にあります。そのため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(2) 事業に関するリスク

当社におけるフトン洗い事業における運営形態は、直営店、FC 加盟店、運営受託店舗によるものとなっています。

①直営店及び運営受託店舗における出店計画の遅延リスク

直営店出店は、当社が用地確保、機械や設備などの設備投資、店舗運営、販売促進活動まで行います。用地確保については、不動産会社と連携をとり物件開拓を行っておりますが、好立地の用地については他業種との用地確保競争により賃料が上昇する可能性があります。設備投資については、建築資材の高騰により初期投資額が増加する可能性があります。店舗運営におきましても、原油の高騰に

よる影響で更に光熱費が高騰する可能性があります。

これらのように、大幅なコスト増となった場合は当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。当社としては、ジローアプリを活用した集客により売上拡大を図るとともに、固定費の削減に努めております。

②FC 加盟店のオーナーの募集及び出店に関するリスク

FC 加盟店出店は、当社が FC 加盟店オーナーに対し、店舗の建築や内装工事から出店までのサポート及びランドリー機器の販売までしております。出店後は、FC 加盟店契約に基づくロイヤリティの受取、また洗剤等の販売を行っております。

フトン洗いのニーズは、健康志向の高まりにより増加傾向であります。経済環境の変化により新規 FC 加盟店の開拓が停滞した場合や、既存 FC 加盟店オーナーの新規出店意欲が低下した場合は、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社としては、広告、DM や紹介などを通じて、新規の FC 加盟店オーナーの開拓に努めております。

また FC 加盟店出店については、売上高の内訳としてランドリー機器代が大きく占めております。そのため、出店計画の遅延により、売上高が毎月変動し、さらには期ズレとなった場合は営業損失につながる可能性があります。当社としては、出店計画に基づき用地確保を進め及び店舗工事の工期を厳格に管理することにより出店計画の遅延リスクを低減しております。

③業界の動向に関するリスク

2022 年におけるコインランドリーの市場規模成長率はこれまでよりも鈍化し、前年比 100.4%の 1,009 億円^{(注) 1}となっており、2023 年には既存店の売上高が前年マイナスを続けるなど不調なコインランドリー事業者も増え、市場の拡大ペースは今後大きく鈍化していくものと考えております。この背景には、コインランドリーには「一般衣類洗い」をサービスの主軸としたものが多く、事業者増加による供給過多及び家庭用洗濯機の高性能化などがあると考えられます。

当社は一般的な無人のコインランドリーではなく、フトン洗いを主軸とした有人店舗及びデリバリーサービスを展開しているため、業界動向の影響を直接受ける可能性は低いと考えておりますが、経済環境の変化などにより、業界が縮小した場合は当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(注) 1. 「クリーニング関連市場に関する調査を実施 (2022 年)」株式会社矢野経済研究所、2023 年 10 月 3 日

④競合企業等の状況に関するリスク

現時点では「フトン洗い」を主軸とした競合企業は存在していないと認識しておりますが、既存のコインランドリー事業者や異業種からの新規参入により、競争激化が発生した場合は当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社としては、事業モデルの模倣を防ぐ目的でフトン洗いとジローアプリの組み合わせたビジネス特許の取得を目指しており、加えてジローアプリを活用した顧客サービスの向上を図ることにより、競合他社が新規参入してきた場合でも差別化が図れるように進めております。

⑤ランドリー機器の仕入先に関するリスク

当社のランドリー機器は、主に株式会社 TOSEI の洗濯機及び乾燥機、集中精算機、両替機を使用しております。セルフランドリーについては、同社の TOSEI クラウドを導入しており、売上分析、機器管理、店舗管理を目的にコインランドリーの DX 化を図っております。

当社と TOSEI 社は、資本関係もあることから安定的にランドリー機器が供給されると判断しており、重要性は低いと考えておりますが、TOSEI 社の経営方針等の変更により、安定的にランドリー機器が供給されなくなった場合は、ランドリー機器の売上が減少し、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社としましては、TOSEI 社のランドリー機器は性能が高いと判断しているため、今後も継続して使用していく方針ですが、他のメーカーについても情報収集を継続してまいります。

⑥法規制に関するリスク

当社は、クリーニング業法、消防法、建築基準法、個人情報保護に関する法律、資金決済に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法などの法律などの規制を受けております。そのため、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令などの制定、既存法令などの解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす

可能性があります。

当社としては、法規制の改廃等の情報収集を行うとともに、法規制を遵守すべくチェック表を用いて、法令各種ガイドラインなどの遵守を徹底した事業運営を行っております。

⑦知的財産権に係るリスク

契約条件の解釈の齟齬などにより、当社が第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差し止め請求などを受けた場合、または第三者が当社の知的財産権を侵害するような場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、当社の主要サービスについては特許権や商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としております。

⑧クレームに係るリスク

フトン洗いにおいて、技術、品質での重大な不具合等が継続して発生した場合、各種クレームの発生及びこれに起因する損害賠償請求へ発展する可能性があります。クレームや損害賠償請求等によって当社の信用を大きく毀損し、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社では、フトン洗いに関する技術及び品質向上を図るために、新人クルー（フトン洗い担当者）の入社時にフトンに関する座学及び実技研修を実施しており、入社後についても本部従業員が定期的に臨店を行い、クルーに対し指導及び教育をする体制を構築、運用しております。

（３）組織に関するリスク

①従業員の採用、育成に関するリスク

当社は、今後も事業を拡大していく上で、必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えております。そのため、採用活動が計画通りに進まず、また幹部人材及び予想を上回る人材の社外流出があった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、積極的な採用活動と人材育成に努めております。

②内部管理体制及び小規模組織に関するリスク

当社の組織は、取締役３名、正社員６名、臨時雇用者３２名と小規模であります。当社は今後の業容拡大を踏まえ、内部管理体制の強化を進めており、具体的には規定やマニュアルの整備、監査役監査、内部監査の実施により、法令やルールを順守する体制の充実に努めております。しかしながら、このような対応にもかかわらず、法令等に抵触する事態や不正行為等が発生した場合は、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③特定人物への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である森下洋次郎は、当業界に精通し、多くの経営ノウハウを有し、経営戦略等の決定においても重要な役割を有しております。森下洋次郎が何らかの理由により、退任等をした場合には当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、重要なリスクと認識しておりますが、その顕在性は低いものと認識しております。

当社では、他の役員や従業員への権限移譲や、ノウハウのナレッジを推進することで、当社事業に対する影響を軽減する体制を構築することに努めております。

（４）財務状況に関するリスク

①配当政策に関するリスク

当社は債務超過となっているため、創業以来配当を行っておりません。また当社は店舗出店を継続的に実施していく必要があることから、当面は債務超過解消に努め事業成長のための資金確保を優先することを基本としております。

しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案して利益還元策を検討してまいります。

②売上高の変動に関するリスク

当社は中期計画で策定した出店計画にもとづいて毎期新規出店をしております。

しかしながら、店舗用地の確保が進まなかった場合や、天候等の理由により店舗工事の遅延が発生した場合は、出店計画通り新規出店が進まず売上高が毎月変動し、さらには期ズレとなった場合は営業損失につながる可能性があります。

店舗用地の確保については、不動産会社との連携強化及びネットからの情報収集等により店舗用地

を確保しております。店舗工事については、積雪地域は工事の影響を受ける可能性があるため、冬季に出店する場合は天候リスクなどを考慮した工事期間を見積もって工事遅延リスクを軽減しております。

(5) その他

①自然災害等に関するリスク

当社の直営店及びFC加盟店の店舗、それらの従業員の居住地に甚大な被害をもたらす災害が発生した場合は、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社においては、このようなリスクを最小限にするため、全国的に出店を拡大しております。

②個人情報に関するリスク

当社は事業を通じて取得した個人情報を所有しております。そのため、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜、顧客の取引停止などの損害が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場いたしました。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 30 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した

書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことが認められた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の效果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイジーとのフランチャイジー加盟契約

①契約書の名称

FC 加盟契約書

②契約の本旨

「フトン巻きのジローフランチャイズ・システム」に加盟し、「フトン巻きのジロー」の名称及び商標を使用し事業を行うことです。

③加盟店から徴収する加盟金、その他金銭に関する主な事項

加盟金	1,000 千円から 1,200 千円
開業キット	400 千円から 2,800 千円
加盟保証金	0 円から 1,000 千円
ロイヤリティ	5 %から 7 %

④契約の期間

2 年

(2) フランチャイジーとの運営委託契約

①契約書の名称

造作等売買及び加盟店運営委託契約書

②契約の本旨

ランドリー機械等の売買及び加盟店の運営業務委託です。

③加盟店から徴収する加盟金、その他金銭に関する主な事項

ランドリー機器の売買	都度見積もり
運営委託料	売上高に応じて変動

④契約の期間

2 年

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 372,618 千円で、前事業年度末に比べ 172,718 千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金の減少 78,694 千円、前払金の減少 102,854 千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 568,021 千円で、前事業年度末に比べ 1,008,389 千円減少しております。主な変動要因は、減損損失の計上と建物の譲渡により減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 308,794 千円で、前事業年度末に比べ 237,472 千円減少しております。主な変動要因は、運営受託店舗の建物工事代金の支払いによる未払金の減少 173,046 千円、前受金の減少 58,648 千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 1,006,786 千円で、前事業年度末に比べ 88,025 千円減少しております。主な変動要因は、機械のリース債務 12,876 千円の増加があったものの、長期借入金の減少 99,368 千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は△374,941 千円で、前事業年度末に比べ 855,610 円減少しております。主な変動要因は、当期純損失 855,610 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要（1）業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備等の総額は 49,448 千円であり、主に新規の出店に 34,344 千円であります。
また、当事業年度において運営受託 1 店舗の設備を除却、直営店 5 店舗を運営受託オーナーに売却しております。

なお、当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備は次のとおりです。

2024 年 12 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	店舗及び 本社の所 在（都道 府県）	帳簿価格（千円）						従業員数 (名)
			建物	機械装置	土地 (面積 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社（栃木 県宇都宮 市）	本社設備	栃木県	0	3,774	—	—	748	4,522	6 (—)
上戸祭店 (栃木県宇 都宮市等) 他 21 店舗	直営及び 運営受託 店舗	栃木県	200,423	35,276	55,045 (910.11)	5,798	3,103	299,647	— (31)
古河松並店 (茨城県古 河市)	運営受託 店舗	茨城県	14,170	160	—	—	707	15,038	—
館林店（群 馬県館林市 等）他 5 店 舗	運営受託 店舗	群馬県	0	0	—	—	0	0	—
自由が丘店 (東京都世 田谷区等) 他 5 店舗	運営受託 店舗	東京都	10,325	0	—	—	885	11,211	— (1)
所沢店（埼 玉県所沢 市）	運営受託 店舗	埼玉県	0	0	—	—	0	0	—
コジロー 南流山店 (千葉県流 山市)	運営受託 店舗	千葉県	298	—	—	—	—	298	—
山形北町店 (山形県山 形市) 他 1 店舗	直営及び 運営受託 店舗	山形県	10,920	8,160	—	—	505	19,586	—
富谷清水店 (宮城県富 谷市)	運営受託 店舗	宮城県	0	0	—	—	0	0	—

事業所名 (所在地)	設備の 内容	店舗及び 本社の所 在 (都道 府県)	帳簿価格 (千円)						従業員数 (名)
			建物	機械装置	土地 (面積 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
諫早福田店 (長崎県諫 早市)	直営店舗	長崎県	2,538	1,417	—	—	259	4,215	—
コジロー 昭和薬科大 学附属高校 前店等 (沖 縄県浦添 市) 他 4 店 舗	直営及び 運営受託 店舗	沖縄県	2,840	339	—	2,928	—	6,108	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアの合計であります。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含み、派遣社員を除く) は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末現在発行数 (株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数 (株) (2025年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,285,000	1,715,000	1,715,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	6,000,000	4,285,000	1,715,000	1,715,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2022年4月28日臨時株主総会決議）

	当事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数（個）	140	140（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000（注1、3）	14,000（注1、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注2、3）	150（注2、3）
新株予約権の行使期間	自 2024年4月29日 至 2032年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150（注3） 資本組入額 75（注3）	発行価格 150（注3） 資本組入額 75（注3）
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
--------------------------	---	---

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2023年3月30日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月31日 (注) 1.	2,820	14,063	14,100	68,600	14,100	68,600
2022年6月3日 (注) 2.	800	14,863	52,000	120,600	52,000	120,600
2022年7月22日 (注) 3.	471	15,334	30,615	151,215	30,615	151,215
2022年9月28日 (注) 4.	409	15,743	26,585	177,800	26,585	177,800
2023年1月10日 (注) 5.	63	15,806	4,095	181,895	4,095	181,895
2023年1月20日 (注) 6.	194	16,000	12,610	194,505	12,610	194,505
2023年2月17日 (注) 7.	1,150	17,150	74,750	269,255	74,750	269,255
2023年3月31日 (注) 8.	1,697,850	1,715,000	—	269,255	—	269,255
2024年12月3日 (注) 9.	—	—	△169,255	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 蓮本 泰之、福田 直樹

発行価格 10,000 円

- 資本組入額 5,000 円
2. 有償第三者割当
割当先 株式会社 TOSEI
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
3. 有償第三者割当
割当先 神保株式会社、瀬之口 潤輔、西村 利男、SINGS 株式会社、當眞 勇、當眞 嗣由、當眞 嗣史、株式会社マルユウエナジー、菊地 政隆、栗崎 純一、マルティニーク株式会社、松村繁
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
4. 有償第三者割当
割当先 とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合、木下 仁志
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
5. 有償第三者割当
割当先 瀬之口 潤輔、株式会社 VAST
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
6. 有償第三者割当
割当先 石川 修、石川 順子、石川 正人、株式会社 MARCH コーポレーション、吉原 邦彦
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
7. 有償第三者割当
割当先 コネクシオ株式会社
発行価格 130,000 円
資本組入額 65,000 円
8. 2023 年 3 月 30 日開催の取締役会決議により、2023 年 3 月 31 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割しております。これにより株式数は 1,697,850 株増加し、1,715,000 株となっております。
9. 2024 年 11 月 28 日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金 71,186 千円をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が 169,255 千円（減資割合 62.9%）減少しております。

(6) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	18	—	—	20	38	—
所有株式数(単元)	—	—	—	12, 063	—	—	5, 087	17, 150	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	70. 3	—	—	29. 7	100. 0	—

(7) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
バズー株式会社	沖縄県浦添市城間三丁目3番 13-102号	741,300	43.22
蓮本 泰之	東京都港区	212,000	12.36
株式会社 MARCH コーポ レーション	神奈川県横浜市中区山下町37 番地8-1811号	117,300	6.84
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番 1号	115,000	6.71
石川 修	栃木県宇都宮市	110,000	6.41
株式会社 T O S E I	東京都品川区東五反田一丁目 24番2号	80,000	4.66
當眞 嗣史	沖縄県浦添市	54,100	3.15
神保株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁 目4番12号	40,000	2.33
とちぎ地域活性化投資 事業有限責任組合	栃木県宇都宮市松が峰一丁目 3番20号とちぎんビル別館	38,500	2.24
株式会社ピータイム	那覇市おもろまち四丁目7番 8号	22,900	1.34
計	—	1,531,100	89.28

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,715,000	17,150	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,715,000	—	—
総株主の議決権	—	17,150	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

第1回新株予約権（2022年4月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当政策につきましては、当社は成長過程にあることから、財務基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当事業年度は、債務超過となったことから剰余金の配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、財務基盤の強化、将来の事業展開のために資金等に充当していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年2回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は2023年8月10日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
最高(円)	—	1,500	—
最低(円)	—	1,300	—

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 最近6か月については、売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性 4 名 女性一名 (役員のうち女性の比率一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役 社長	—	森下 洋次郎	1977年 7 月29日生	2001年 4 月 2006年 9 月 2015年 4 月 2017年 6 月 2020年 5 月 2022年 3 月 2022年11月	ブライスウォーターハウスクーパースコン サルタント株式会社入社 バズー株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 立命館大学 客員教授就任 当社設立 代表取締役就任 当社代表取締役会長就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	741,300 (注) 4
取締役	—	梶川 量由	1974年 6 月17日生	2000年10月 2005年 9 月 2012年 6 月 2014年 1 月 2016年 1 月 2016年 6 月 2017年 5 月 2017年10月 2018年 9 月 2019年 3 月 2020年 6 月 2022年 1 月 2023年 3 月 2024年 3 月 2024年 4 月	ハイビック株式会社入社 医療産業株式会社 (現：株式会社MICメデ ィカル) 入社 株式会社ホットリンク入社 同社 コーポレート本部長 株式会社トレンドExpress 監査役就任 流行特急有限公司 (天津) 監事就任 アルトラエンタテインメント株式会社 監査役就任 パス株式会社入社 執行役員管理本部長 Blockshine Japan株式会社 取締役CFO就 任 株式会社マードウレクス 取締役管理部 長就任 株式会社Warranty technology入社 執行 役員財務部長 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長就任 当社 取締役 (非常勤) 就任 (現任) 株式会社日本資産運用基盤グループ入社 (現：日本資産運用基盤株式会社) 入社 (現任)	(注) 1	—	2,000
取締役	—	蓮本 泰之	1977年 9 月24日生	2001年 4 月 2013年10月 2016年 5 月 2017年 1 月 2019年 4 月 2020年 5 月 2020年10月 2021年 4 月	三菱商事株式会社入社 株式会社ローソン出向 三菱商事株式会社帰任 株式会社ウィルズ 常務取締役CFO就任 同社 専務取締役CFO就任 (現任) 株式会社ロータスキャピタル設立 代表 取締役就任 (現任) 株式会社ネットマイル取締役就任 (現 任) 当社 取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	212,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
監査役	—	大西 一史	1971年6月25日生	1994年10月 1998年3月 2007年8月 2009年6月 2009年9月 2009年9月 2015年9月 2017年6月 2018年5月 2021年7月	中央監査法人入所 公認会計士登録 税理士法人渡邊芳樹事務所入所 フェニックス監査法人設立 代表社員就任 税理士登録 税理士法人シリウス設立 代表社員就任 グランツ税理士法人設立 代表社員就任（現任） 株式会社ZMP 監査役就任（現任） 株式会社ユウクリ監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							—	955,300

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
2. 監査役の任期は、2023年5月18日開催の臨時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 2024年12月期における役員報酬の総額は22,040千円を支給しております。
4. 代表取締役社長 森下洋次郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるバズー株式会社が所有する株式数を含んでおります。
5. 蓮本泰之氏は、社外取締役です。
6. 大西一史氏は、社外監査役です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

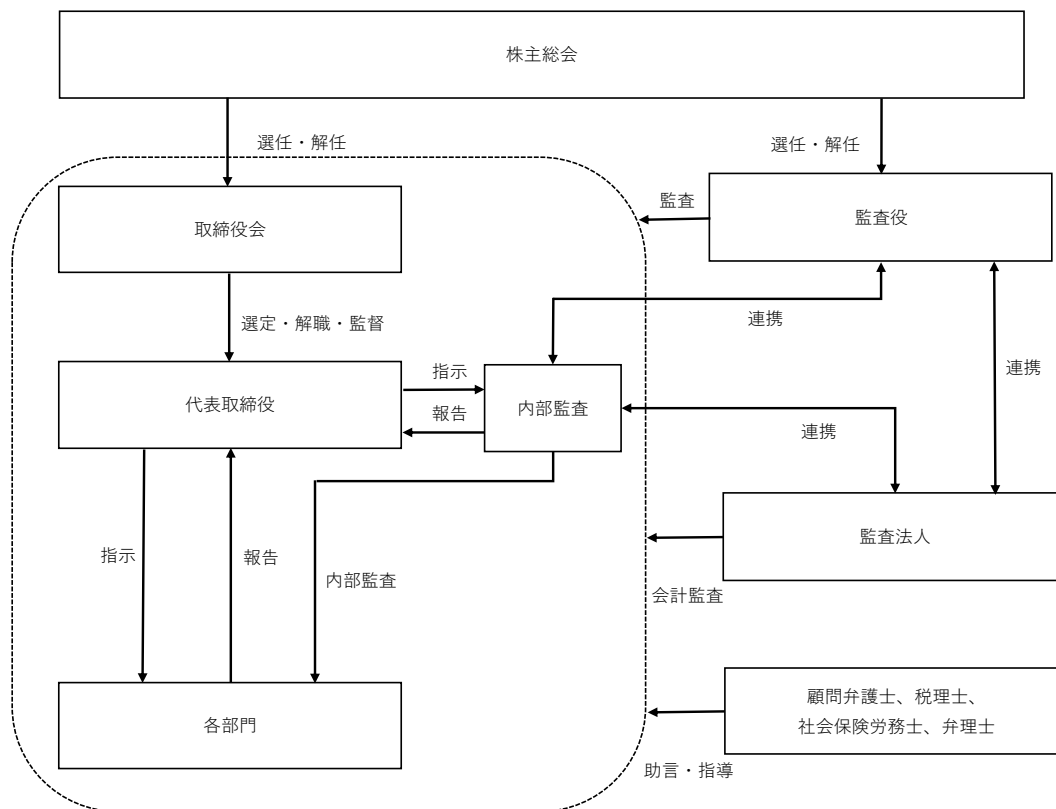
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立を目指し、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。また、多くのステークホルダーからの信頼を得るには、タイムリーディスクロージャーも必要であると考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの状況及び上記指針を踏まえ、当社においては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり諸施策を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



イ．取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。なお、構成員につきましては、「5【役員の状況】」に記載しております、議長は代表取締役です。

ロ．監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は監査役規定に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査するとともに適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 4 名その他 2 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、当社は規模が小さい組織であることから 3 名の取締役（うち社外取締役 1 名）及び社外監査役 1 名で構成される取締役会で代替しております。代表取締役社長を含む業務執行取締役は、当社のリスク及びコンプライアンス全般について責任を有しております。またリスク・コンプライアンスの取締役会での審議、決定は、四半期に 1 度開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査の状況

当社は、従業員数が少数であるため、独立した内部監査部門を有しておりません。内部監査は、営業担当責任者及び管理担当責任者を内部監査責任者とし、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、それぞれが所属する部署とは別部署の監査を担当することで相互に牽制する体制としております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査責任者は、監査役、監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は 1 名及び社外監査役は 1 名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に對する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役蓮本氏は、当社の株式 212,000 株を所有しております。社外取締役蓮本氏は、当社との間にはそれ以外に人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役大西氏は、当社との間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	18,590	18,590	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	1,050	1,050	—	—	1
社外役員	2,400	2,400	—	—	3

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（当事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（当事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度(2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		312,442		233,748
売掛金		12,911		35,896
商品		25,285		9,490
前払金		107,342		4,488
前払費用		51,176		41,052
未収入金		18,280		37,714
未収還付法人税等		—		10,198
未収消費税等		17,806		—
その他		93		31
流動資産合計		545,337		372,618
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※ 1	30,822	※ 1	241,517
機械装置（純額）		109,673		49,128
車両運搬具（純額）		274		—
工具、器具及び備品（純額）		41,690		6,210
土地	※ 1	55,045	※ 1	55,045
リース資産（純額）		34,544		8,727
建設仮勘定		247,046		—
有形固定資産合計	※ 2	1,219,098	※ 2	360,630
無形固定資産				
のれん		44,146		11
ソフトウェア		44,267		0
ソフトウェア仮勘定		—		550
無形固定資産合計		88,413		561
投資その他の資産				
長期前払費用		184,989		127,453
差入保証金		69,514		65,879
建設協力金		14,395		13,496
破産更生債権等		—		1,080
貸倒引当金		—		△1,080
投資その他の資産合計		268,898		206,829
固定資産合計		1,576,411		568,021
資産合計		2,121,748		940,640

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	561	2,520
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1 116,928	※ 1 124,368
1 年内償還予定の社債	—	8,500
リース債務	26,789	32,834
未払金	270,511	97,465
未払費用	9,299	5,598
未払法人税等	14,525	549
未払消費税等	—	112
前受金	66,092	7,444
前受収益	27,421	20,491
ポイント引当金	2,346	2,208
契約負債	9,931	5,846
その他	1,859	854
流動負債合計	546,267	308,794
固定負債		
社債	70,500	62,000
長期借入金	※ 1 743,954	※ 1 644,586
リース債務	103,177	116,054
繰延税金負債	18,841	18,816
資産除去債務	68,905	67,060
長期未払金	35,213	43,449
預り保証金	54,220	54,820
固定負債合計	1,094,812	1,006,786
負債合計	1,641,079	1,315,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	269,255	100,000
資本剰余金		
資本準備金	269,255	269,255
その他資本剰余金	13,345	111,414
資本剰余金合計	282,600	380,669
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△71,186	△855,610
利益剰余金合計	△71,186	△855,610
株主資本合計	480,669	△374,941
純資産合計	480,669	△374,941
負債純資産合計	2,121,748	940,640

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
売上高		1,161,182		773,173
売上原価		800,946		680,686
売上総利益		360,235		92,486
販売費及び一般管理費	※1	301,543	※1	190,961
営業利益又は営業損失(△)		58,692		△98,474
営業外収益				
受取利息		3		25
解約金収入		—		2,000
受取保険金		—		8,308
ポイント引当金戻入益		5,291		609
その他		893		1,601
営業外収益合計		6,188		12,546
営業外費用				
支払利息		9,682		16,610
社債利息		—		3,702
支払手数料		7,193		1,602
その他		—		380
営業外費用合計		16,876		22,295
経常利益又は経常損失(△)		48,004		△108,223
特別利益				
固定資産売却益		—	※2	3,037
資産除去債務履行差額		—		851
特別利益合計		—		3,889
特別損失				
固定資産売却損		—	※3	103
固定資産除却損		—	※4	22,563
減損損失	※5	58,107	※5	726,427
貸倒引当金繰入額		—		1,080
特別損失合計		58,107		750,174
税引前当期純損失(△)		△10,102		△854,508
法人税、住民税及び事業税		15,620		1,127
法人税等調整額		8,296		△25
法人税等合計		23,917		1,102
当期純損失(△)		△34,020		△855,610

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品原価					
1 期首商品棚卸高		67,034		25,285	
2 当期商品仕入高		391,265		86,164	
合計		458,299		111,449	
3 期末商品棚卸高		25,285		9,490	
差引		433,014	54.1	101,958	15.0
II 労務費		30,545	3.8	22,226	3.2
III 経費	※	337,387	42.1	556,501	81.8
当期売上原価		800,946	100.0	680,686	100.0

※ 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	42,909	155,769
地代家賃	82,616	124,460
水道光熱費	56,578	102,621
消耗品費	39,234	28,582
減価償却費	96,475	136,397
その他	19,572	8,669

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	177, 800	177, 800	13, 345	191, 145	△37, 165	△37, 165	331, 779	331, 779
当期変動額								
新株の発行	91, 455	91, 455	－	91, 455	－	－	182, 910	182, 910
当期純損失（△）	－	－	－	－	△34, 020	△34, 020	△34, 020	△34, 020
当期変動額合計	91, 455	91, 455	－	91, 455	△34, 020	△34, 020	148, 889	148, 889
当期末残高	269, 255	269, 255	13, 345	282, 600	△71, 186	△71, 186	480, 669	480, 669

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰 余金			
当期首残高	269, 255	269, 255	13, 345	282, 600	△71, 186	△71, 186	480, 669	480, 669
当期変動額								
減資	△169, 255	—	169, 255	169, 255	—	—	—	—
資本剰余金から利 益剰余金への振替	—	—	△71, 186	△71, 186	71, 186	71, 186	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△855, 610	△855, 610	△855, 610	△855, 610
当期変動額合計	△169, 255	—	98, 068	98, 068	△784, 424	△784, 424	△855, 610	△855, 610
当期末残高	100, 000	269, 255	111, 414	380, 669	△855, 610	△855, 610	△374, 941	△374, 941

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△10,102	△854,508
減価償却費	104,953	149,257
長期前払費用償却額	35,758	39,824
のれん償却額	5,725	5,725
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	1,080
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△4,849	△137
受取利息	△3	△25
支払利息	9,682	16,610
社債利息	—	3,702
固定資産除却損	—	22,563
減損損失	58,107	726,427
資産除去債務履行差額	—	△851
固定資産売却益	—	△3,037
固定資産売却損	—	103
解約金収入	—	△2,000
受取保険金	—	△8,308
売上債権の増減額 (△は増加)	69,688	△22,984
棚卸資産の増減額 (△は増加)	41,748	15,794
仕入債務の増減額 (△は減少)	△82,109	1,959
未収入金の増減額 (△は増加)	△6,833	△18,347
未収還付法人税等の増減額 (△は増加)	—	△10,198
未収消費税等の増減額 (△は増加)	4,113	17,806
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	112
未払金の増減額 (△は減少)	122,621	△74,347
前受金の増減額 (△は減少)	42,992	△58,648
前渡金の増減額 (△は増加)	△27,720	—
前払金の増減額(△は増加)	△77,067	102,854
前払費用の増減額(△は増加)	△4,955	3,008
前受収益の増減額 (△は減少)	△19,516	△6,929
預り保証金の増減額(△は減少)	3,660	600
契約負債の増減額(△は減少)	247	△4,085
その他	33,493	△1,054
小計	299,635	41,964
利息の受取額	2	21
利息の支払額	△9,804	△20,073
法人税等の支払額	△20,393	△13,263
保険金の受取額	—	7,780
営業活動によるキャッシュ・フロー	269,440	16,430

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△507, 895	△34, 344
有形固定資産の売却による収入	—	90, 799
無形固定資産の取得による支出	△6, 156	△1, 237
敷金及び保証金の回収による収入	—	1, 755
敷金及び保証金の差入による支出	△33, 014	—
資産除去債務の履行による支出	—	△1, 543
長期前払費用の取得による支出	△61, 771	△5, 980
投資活動によるキャッシュ・フロー	△608, 837	49, 448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	259, 000	30, 000
長期借入金の返済による支出	△86, 954	△121, 928
株式の発行による収入	182, 910	—
社債発行による収入	70, 500	—
リース債務の返済による支出	△15, 242	△33, 200
割賦債務の返済による支出	△12, 926	△19, 444
財務活動によるキャッシュ・フロー	397, 287	△144, 572
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	57, 890	△78, 694
現金及び現金同等物の期首残高	254, 552	312, 442
現金及び現金同等物の期末残高	※ 312, 442	※ 233, 748

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は当事業年度において、当初想定よりも収益性が低下している直営店9店舗及び運営受託25店舗を減損損失として726,427千円を計上した結果、当期純損失855,610千円を計上し、その結果、純資産は△374,941千円と債務超過となりました。

これらの状況から、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該債務超過を解消すべく次の施策に取り組んでおります。

・コンテナ式ミニランドリーのフランチャイズの出店による収益向上

2025年12月期は、沖縄県を中心にコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」の出店に注力していく予定であり、これに伴い長期的には安定した収益を確保してまいります。

このコンテナ式ミニランドリーのメリットとしては、例えばマンションオーナーの場合は、ランドリーサービスの提供により、物件の価値が高まり、入居者にとって魅力的な環境を整えることで空室率の低下に繋げることが可能となります。また一般的なコインランドリーよりも低コストで出店が可能であり、ランニングコストも低コストで運営が可能となります。さらに店舗の収支が想定よりも減少した場合でも、コンテナ式のランドリーであるため、店舗の移転等が低コスト及び短期間で可能となります。

・既存店舗の収益改善策

運営受託店舗については、店舗売上は順調に成長しているものの、店舗売上から運営受託オーナーの取り分を差し引いた当社の取り分である運営委託料のみでは店舗家賃や水道光熱費などの店舗運営コストを賄えない状況です。そのため、2024年12月期において27店舗中全店が営業赤字かつEBITDAがマイナスとなっております。今後の施策としては、店舗撤退及び当社が受け取る運営委託料の引き上げ等の交渉を行い、営業赤字の縮小を目指してまいります。

・資本の増強

当事業年度末において現金及び預金233,748千円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しておりますが、債務超過の解消のためには、資本を充実させていくことが重要な施策と考えております。具体的には、第三者割当増資等による新株発行を検討してまいります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は、実施途上にあります。そのため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～32年
機械装置	5年～13年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(4) のれん

5年～10年で定額法により償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、キャンペーン等として無償で顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はフトン洗い事業について、FC 加盟店、消費者に対してフトン洗い等のサービスを提供しております。

(1) FC 加盟店にかかる収益認識

ロイヤリティ収入は、フランチャイジーに対してノウハウ及び商標等のライセンスを許諾し、FC 契約書に基づきフランチャイジーから収受し、実現主義で収益を認識しております。

ランドリー機器の販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、顧客の検収時に収益を認識しております。

加盟金は、FC 契約締結時に当該対価を前受収益として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(2) 直営店に係る収益認識

直営店売上高は、顧客にフトン洗いの提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
のれん	44,146 千円	11 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は 2021 年 9 月 30 日付で株式会社アレクシードから直営店舗を事業譲受したことに伴って、のれんを計上しております。

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含むより大きな単位において事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。

将来の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は、直営店舗における売上高であり、将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	1,219,098 千円	360,630 千円
無形固定資産	88,413 千円	561 千円
投資その他の資産（長期前払費用）	184,989 千円	127,453 千円
減損損失	58,107 千円	726,427 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失の認識にあたってキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗を基本単位として、グルーピングを行っております。

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、他のコインランドリー店舗との競合状況、店舗の認知状況、気象・天候条件等により大きく影響を受けます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入

れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物及び構築物	62,618千円	50,158千円
土地	55,045千円	55,045千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1 年以内返済予定長期借入金	60,540千円	60,540千円
長期借入金	301,672千円	241,132千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	174,623千円	303,839千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21.7%、当事業年度10.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78.3%、当事業年度89.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	39,540千円	22,040千円
給料手当	34,808	19,101
広告宣伝費	29,146	7,294
販売促進費	35,779	12,427
支払報酬	25,762	22,764
減価償却費	8,478	12,860
長期前払費用償却	23,183	20,116
のれん償却額	5,725	5,725
ポイント引当金繰入額	441	472

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置	一千円	1,911千円
車両運搬具	—	845
工具、器具及び備品	—	280
計	—	3,037

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置	一千円	103千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
建物	一千円	22,391千円
工具、器具及び備品	—	171
計	—	22,563

※5 減損損失

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
栃木県佐野市	直営店舗	建物	892
栃木県鹿沼市	直営店舗	建物・機械装置	28,116
長崎県諫早市	直営店舗	建物・機械装置	25,413
栃木県宇都宮市	本社事務所	建物	3,684

(資産グルーピングの方法)

主に管理会計上の直営店舗区分をグルーピングの単位としております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しております。割引率は国債の流通利回りを使用して算定しております。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
栃木県小山市（小山駅南店）	直営店舗	建物・工具、器具及び備品・リース 資産	6,515
栃木県宇都宮市（岩曽店）	直営店舗	建物・工具、器具及び備品・リース 資産	7,813
栃木県下野市（下野祇園店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備 品・長期前払費用	25,708
栃木県佐野市（佐野高萩店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備 品・リース資産・長期前払費用	22,987
栃木県宇都宮市（茂原店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備 品・長期前払費用	34,816
栃木県宇都宮市（上戸祭店）	直営店舗	建物・工具、器具及び備品・リー ス資産	17,830
山形県山形市（山形北町店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	18,486
長崎県諫早市（諫早福田店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	3,444
栃木県鹿沼市（鹿沼東町店）	直営店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	19,038
栃木県小山市（小山城北店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	22,461
栃木県小山市（小山西城南店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	23,601
栃木県宇都宮市（北若松原店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	24,149
栃木県宇都宮市（岩曽2号店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び 備品・長期前払費用	18,342
栃木県壬生町（壬生店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期 前払費用	17,663
栃木県栃木市（片柳店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期 前払費用	17,355

栃木県栃木市（平柳店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	20,192
東京都世田谷区（自由が丘店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	23,768
栃木県真岡市（真岡店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	32,248
栃木県大田原市（大田原店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	9,838
栃木県野木町（野木店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	19,562
東京都大田区（蒲田店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	21,547
栃木県宇都宮市（下岡本店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	10,510
東京都江東区（砂町銀座店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	20,265
東京都世田谷区（千歳烏山店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	5,938
群馬県館林市（館林店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	19,744
東京都中野区（中野鷺宮店）	運営受託店舗	建物・工具、器具及び備品・長期前払費用	17,689
群馬県太田市（太田内ヶ島店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	25,653
埼玉県所沢市（所沢店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	16,078
東京都江戸川区（小岩店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	17,815
群馬県伊勢崎市（伊勢崎店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	22,897
群馬県渋川市（渋川有馬店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	23,487
群馬県高崎市（高崎貝沢店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	22,485
山形県山形市（山形南栄町店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	20,370
宮城県富谷市（富谷大清水店）	運営受託店舗	建物・機械装置・工具、器具及び備品・長期前払費用	23,605
栃木県宇都宮市（本社）	直営9店舗	のれん	38,408
栃木県宇都宮市（本社）	直営、運営受託、フランチャイズ	ソフトウェア	34,101

（資産グルーピングの方法）

主に管理会計上の店舗区分をグルーピングの単位としております。

（減損損失の認識に至った経緯）

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は使用価値により測定しております。割引率は加重平均資本コストを使用して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	15,743	1,699,257	—	1,715,000
合計	15,743	1,699,257	—	1,715,000

(変動事由の概要)

当社は2023年1月10日、2023年1月20日、2023年2月17日に第三者割当により新株をそれぞれ63株、194株、1,150株発行しており、さらに2023年3月31日付で普通株式1株を100分割したことにより1,697,850株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,715,000	—	—	1,715,000
合計	1,715,000	—	—	1,715,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	312,442千円	233,748千円
現金及び現金同等物	312,442	233,748

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入、社債及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。

借入金、社債及びリース債務は、主に運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。借入金、社債及びリース債務は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)差入保証金	69,514	64,842	△4,671
(2)建設協力金	14,395	14,382	△13
資産計	83,909	79,224	△4,684
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	860,882	860,882	—
(2)社債	70,500	70,500	0
(3)リース債務（1年内返済予定を含む）	129,967	128,364	1,602
(4)長期未払金（1年内返済予定を含む）	54,168	54,167	1
負債計	1,115,517	1,113,914	1,603

当事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)差入保証金	65,879	59,303	△6,575
(2)建設協力金	13,496	12,031	△1,464
(3)破産更生債権等	1,080		
貸倒引当金（※）	△1,080		
資産計	79,375	71,335	△8,040
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	768,954	768,954	—
(2)社債（1年内償還予定を含む）	70,500	69,802	△697
(3)リース債務（1年内返済予定を含む）	148,888	147,177	△1,711
(4)長期未払金（1年内返済予定を含む）	58,784	58,264	△519
負債計	1,047,127	1,044,197	△2,929

※破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)．破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(注3)．金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	312,442	—	—	—
売掛金	12,911	—	—	—
未収入金	18,280	—	—	—
差入保証金	11,175	20,859	13,030	24,450
建設協力金	899	3,596	4,495	5,403
合計	355,708	24,455	17,525	29,853

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	233,748	—	—	—
売掛金	35,896	—	—	—
未収入金	37,714	—	—	—
差入保証金	12,870	16,839	14,920	21,250
建設協力金	899	3,596	4,495	4,504
合計	321,127	20,435	19,415	25,754

(注4)．長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	116,928	118,368	268,244	117,360	103,875	136,107
社債	—	8,500	18,000	44,000	—	—
リース債務（1年内返済予定を含む）	26,789	26,692	15,156	15,124	15,805	30,397
長期未払金（1年内返済予定を含む）	18,954	9,455	8,273	8,671	8,176	636
合計	162,672	163,015	309,674	185,156	127,857	167,141

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	124,368	274,244	123,360	109,875	73,836	63,271
社債（1年内償還予定を含む）	8,500	18,000	44,000	—	—	—
リース債務（1年内返済予定を含む）	32,834	21,551	21,785	22,743	23,491	26,482
長期未払金（1年内返済予定を含む）	15,335	14,153	14,551	14,107	636	—
合計	181,037	327,949	203,696	146,725	97,963	89,753

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	64,842	—	64,842
建設協力金	—	14,382	—	14,382
資産計	—	79,224	—	79,224
長期借入金	—	860,882	—	860,882
社債	—	70,500	—	70,500
リース債務	—	128,364	—	128,364
長期未払金	—	54,167	—	54,167
負債計	—	1,113,914	—	1,113,914

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	59,303	—	59,303
建設協力金	—	12,031	—	12,031
資産計	—	71,335	—	71,335
長期借入金	—	768,954	—	768,954
社債	—	69,802	—	69,802
リース債務	—	147,177	—	147,177
長期未払金	—	58,264	—	58,264
負債計	—	1,044,197	—	1,044,197

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（1）差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標により割引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（2）建設協力金

建設協力金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3)破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、レベル2の時価に分類しております。

(4)長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5)社債

社債の時価は元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(6)リース債務

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7)長期未払金

長期未払金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 名
株式の種類別のスtock・オプションの数（注） 1	普通株式 14,000株 （注） 2
付与日	2022年 4 月28日
権利確定条件	「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2024年 4 月29日 至 2032年 4 月28日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024 年 12 月期）において存在したスtock・オプションを対象とし、スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第 1 回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	14,000
付与	—
失効	—
権利確定	14,000
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	14,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	14,000

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価額（円）	150
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であったため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における
本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	—	47,727
資産除去債務	20,988	22,861
ポイント引当金	714	752
貸倒引当金	—	184
減損損失	19,279	265,403
その他	—	946
繰延税金資産小計	40,982	337,876
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	—	△47,727
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△40,982	△290,148
評価性引当額小計 (注) 1	△40,982	△337,876
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△18,841	△18,816
繰延税金負債合計	△18,841	△18,816
繰延税金資産の純額	△18,841	△18,816

(注) 1. 評価性引当額が 296,893 千円増加しております。主な内容は、減損損失 242,861 千円、税務上の繰越欠損金 47,727 千円であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	6 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	47,727	47,727
評価性引当額	—	—	—	—	—	△47,727	△47,727
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳を記載しておりません。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に直営店の不動産賃貸借契約書に基づく原状回復義務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数とし、割引率は耐用年数に応じた国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
期首残高	37,557 千円	68,905 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	31,092	1,968
有形固定資産の除却に伴う減少額	—	△4,304
時の経過による調整額	254	491
期末残高	68,905	67,060

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フトン洗い事業を主としており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
一時点で移転される財及びサービス	1,032,392	585,341
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	128,790	187,831
顧客との契約から生じる収益	1,161,182	773,173

外部顧客への売上高	1, 161, 182	773, 173
-----------	-------------	----------

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
契約負債 (期首残高)	9, 684 千円	9, 931 千円
契約負債 (期末残高)	9, 931 千円	5, 846 千円

契約負債は、当社が販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高です。契約負債は、顧客のポイントの使用による収益認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度期首の契約負債に含まれていた金額は 5, 713 千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（ア）財務諸表提出会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権の 所有（被 所有）割 合（%）	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議 決権の過 半数を自 己の計算 において 所有して いる会社	バズー株 式会社	沖縄県 浦添市	95,000	資産管理 会社	(被所有) 直接 43.22	当社代表 取締役の 資産管理 会社	店舗の譲 渡（富谷 大清水 店） (注) 1	13,870	—	—
							店舗の譲 渡（渋川 有馬店） (注) 1	15,611	—	—
							店舗の譲 渡（山形 南栄町 店） (注) 1	13,925	—	—
							開業キッ ト等 (注) 2	46,592	—	—
							運営受託 料（注） 2	6,687	—	—
							利払い (注) 2	—	未払金	1,069

（注） 1. 建物（純額）、工具、器具及び備品（純額）の譲渡は、帳簿価額で実施されております。

2. 「フランチャイズ・チェーン加盟契約並びに造作等売買及び加盟店運営委託契約書」に基づいて、他の運営受託オーナーと同条件にてフランチャイズ加盟に関する開業関連等の受領、店舗運営の受託料及び店舗売上に応じた利払いの取引を行っております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	蓮本泰之	—	—	会社役員	(被所有) 直接 12.36	当社取締役	店舗の譲渡(小岩店) (注) 1	14,010	—	—
							店舗の譲渡(所沢店) (注) 1	12,872	—	—
							開業キット等 (注) 2	33,116	—	—
							運営受託料(注) 2	1,742	—	—
							利払い (注) 2	—	未払金	712

(注) 1. 建物(純額)、工具、器具及び備品(純額)の譲渡は、帳簿価額で実施されております。

2. 「フランチャイズ・チェーン加盟契約並びに造作等売買及び加盟店運営委託契約書」に基づいて、他の運営受託オーナーと同条件にてフランチャイズ加盟に関する開業関連等の受領、店舗運営の受託料及び店舗売上に応じた利払いの取引を行っております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	280 円 27 銭	△218 円 62 銭
1株当たり当期純損失 (△)	△20 円 02 銭	△498 円 90 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度及び当事業年度は1株当たり当期純損失であるため、記載をしておりません。

2. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	480,669	△374,941
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	480,669	△374,941
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,715,000	1,715,000

4. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純損失 (△)		
当期純損失 (△) (千円)	△34,020	△855,610
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△34,020	△855,610
普通株式の期中平均株式数(株)	1,699,027	1,715,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の株式数14,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の株式数14,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(社債の発行)

当社は 2025 年 1 月 30 日に以下の通り「第 6 回債」、「第 7 回債」、「第 8 回債」、「第 9 回債」、「第 10 回債」を発行いたしました。

1. 第 6 回債

- (1) 発行年月日 : 2025 年 1 月 30 日
- (2) 発行総額 : 7,500 千円
- (3) 発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- (4) 利率 (年率) : 5.0%
- (5) 償還方法 : 満期一括償還
- (6) 償還期限 : 2027 年 3 月 22 日
- (7) 資金の使途 : 新規出店費用

2. 第 7 回債

- (1) 発行年月日 : 2025 年 1 月 30 日
- (2) 発行総額 : 7,000 千円
- (3) 発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- (4) 利率 (年率) : 5.0%
- (5) 償還方法 : 満期一括償還
- (6) 償還期限 : 2027 年 9 月 22 日
- (7) 資金の使途 : 新規出店費用

3. 第 8 回債

- (1) 発行年月日 : 2025 年 1 月 30 日
- (2) 発行総額 : 7,500 千円
- (3) 発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- (4) 利率 (年率) : 5.0%
- (5) 償還方法 : 満期一括償還
- (6) 償還期限 : 2028 年 3 月 22 日
- (7) 資金の使途 : 新規出店費用

4. 第 9 回債

- (1) 発行年月日 : 2025 年 1 月 30 日
- (2) 発行総額 : 9,000 千円
- (3) 発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- (4) 利率 (年率) : 5.0%
- (5) 償還方法 : 満期一括償還
- (6) 償還期限 : 2028 年 9 月 22 日
- (7) 資金の使途 : 新規出店費用

5. 第 10 回債

- (1) 発行年月日 : 2025 年 1 月 30 日
- (2) 発行総額 : 3,000 千円
- (3) 発行価額 : 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- (4) 利率 (年率) : 5.0%
- (5) 償還方法 : 満期一括償還

(6)償還期限： 2029年3月22日

(7)資金の使途： 新規出店費用

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	810,861	109,662	539,238 (445,286)	381,285	139,767	65,218	241,517
機械装置	157,156	135,448	159,174 (140,455)	133,429	84,300	38,285	49,128
車両運搬具	1,362	—	1,362	—	—	137	—
工具、器具及び備品	55,432	15,155	31,294 (25,711)	39,293	33,083	20,347	6,210
土地	55,045	—	—	55,045	—	—	55,045
リース資産	66,817	3,000	14,402 (14,402)	55,414	46,687	14,414	8,727
建設仮勘定	247,046	—	247,046	—	—	—	—
有形固定資産計	1,393,721	263,266	992,518 (625,856)	664,469	303,839	138,403	360,630
無形固定資産							
のれん	57,080	—	38,408 (38,408)	18,671	18,659	5,725	11
ソフトウェア	53,906	687	34,101 (34,101)	20,492	20,492	10,854	0
ソフトウェア 仮勘定	—	550	—	550	—	—	550
無形固定資産計	110,986	1,237	72,509 (72,509)	39,714	39,152	16,580	561
長期前払費用	263,272	13,126	35,083 (28,061)	241,315	113,861	39,824	127,453

(注) 1. 建物及びリース資産の当期増加額は、主に新店舗の内装工事及びコンテナに関するものです。

2. 建物及びリース資産の当期減少額は、主に店舗設備の売却及び減損損失によるものです。

3. 機械装置、工具、器具及び備品の当期増加額は、主に新店舗のランドリー機器等の設備に関するものです。
4. 機械装置、工具、器具及び備品の当期減少額は、主に店舗のランドリー機器等の売却及び減損損失によるものです。
5. 車両運搬具の当期減少額は、車両の売却によるものです。
6. のれんの当期減少額は、減損損失によるものです。
7. ソフトウェアの増加額は、アプリの改修によるものです。
8. ソフトウェアの減少額は、減損損失によるものです。
9. 長期前払費用の当期増加額は、主に新店舗のランドリー機器の保守メンテナンス費用及び前払費用への振替です。
10. 長期前払費用の当期減少額は、主に減損損失によるものです。
11. 当期減少額の（）内は内書きで、減損損失の計上額です。

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
当社	1回無担保社債	2023年12月22日	8,500	8,500 (8,500)	5.00%	無し	2025年12月22日
当社	2回無担保社債	2023年12月22日	11,500	11,500	5.00%	無し	2026年6月22日
当社	3回無担保社債	2023年12月22日	6,500	6,500	5.05%	無し	2026年12月22日
当社	4回無担保社債	2023年12月22日	19,000	19,000	5.10%	無し	2027年6月22日
当社	5回無担保社債	2023年12月22日	25,000	25,000	5.15%	無し	2027年12月22日
計	—	—	70,500	70,500 (8,500)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還額であります。

2. 決算日後5年間の償却予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
8,500	18,000	44,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	116,928	124,368	0.8	—
1年以内に返済予定 のリース債務	26,789	32,834	4.1	—
長期借入金（1年以 内に返済予定のもの を除く）	743,954	644,586	1.6	2026年～2037年
リース債務（1年以 内に返済予定のもの を除く）	103,177	116,054	4.2	2026年～2034年
その他有利子負債				
未払金	18,954	15,335	2.9	—
長期未払金	35,213	43,449	2.8	2028年～2029年
合計	1,045,017	976,627	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高、割賦未払金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）、長期割賦未払金の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	274,244	123,360	109,875	73,836
リース債務	21,551	21,785	22,743	23,491
長期未払金	14,153	14,551	14,107	636
合計	309,949	159,696	146,725	97,963

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額（目的 使用） (千円)	当期減少額（その 他） (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	2,346	8,653	8,388	403	2,208

（注）当期減少額（その他）は、ポイント失効によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	15,662
預金	
普通預金	218,085
小計	218,085
合計	233,748

②売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社トーマスエステート	24,000
株式会社照正興産	785
株式会社永田屋	667
株式会社グローリアス	568
T's Innovate株式会社	567
その他	9,306
合計	35,896

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
12,911	547,673	524,688	35,896	93.6	16.3

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③商品

区分	金額(千円)
洗剤等	9,133
ランドリー機器	357
合計	9,490

④差入保証金

相手先	金額(千円)
法務省 宇都宮地方法務局	9,320
個人(地主)	3,810
株式会社日本アシスト	3,200
株式会社物語コーポレーション	3,120
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	3,000
株式会社ディーアール	3,000
その他	40,429
合計	65,879

2 流動負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社TOSEI	1,956
有限会社沖縄縄洗機販売	333
ジャック(株)	231
合計	2,520

②未払金

相手先	金額(千円)
株式会社ZEROBASE	19,580
有限会社ウィンダム	14,802
個人(FCオーナー)	7,133
東上ガス	4,100
株式会社TOSEI	3,414
長短振替	15,335
その他	33,099
合計	97,465

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://futonmaki.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 3 月28日

フトン巻きのジロー株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフトン巻きのジロー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フトン巻きのジロー株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において当期純損失855,610千円を計上した結果、374,941千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な

相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上